

「学校協議会」の充実に向けて

ー 保護者・地域とともにすすめる学校づくりー

大阪市教育局委員会事務局指導部
教育活動支援担当
(業務調整グループ)

1 学校協議会とは

はじめに



- 今、大阪市では、さまざまな教育改革を進めています。
- 教育の振興には、学校園・家庭・市民・地域団体・NPO・企業と、教育委員会・区役所などの行政その他の教育にたずさわる全ての人や団体がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの信頼を基盤として連携協力し、**社会総がかり**で教育活動に取り組むことが大切です。

1 学校協議会とは

開かれた学校運営を実現し、
より良い学校教育を推進するために

すべての学校園に必ず置くこととされた組織

目 的

- 保護者や地域住民などのみなさんの学校運営への参加を促進すること
- 保護者や地域住民などのみなさんの意向を学校運営に反映すること

1 学校協議会とは

基本的な役割

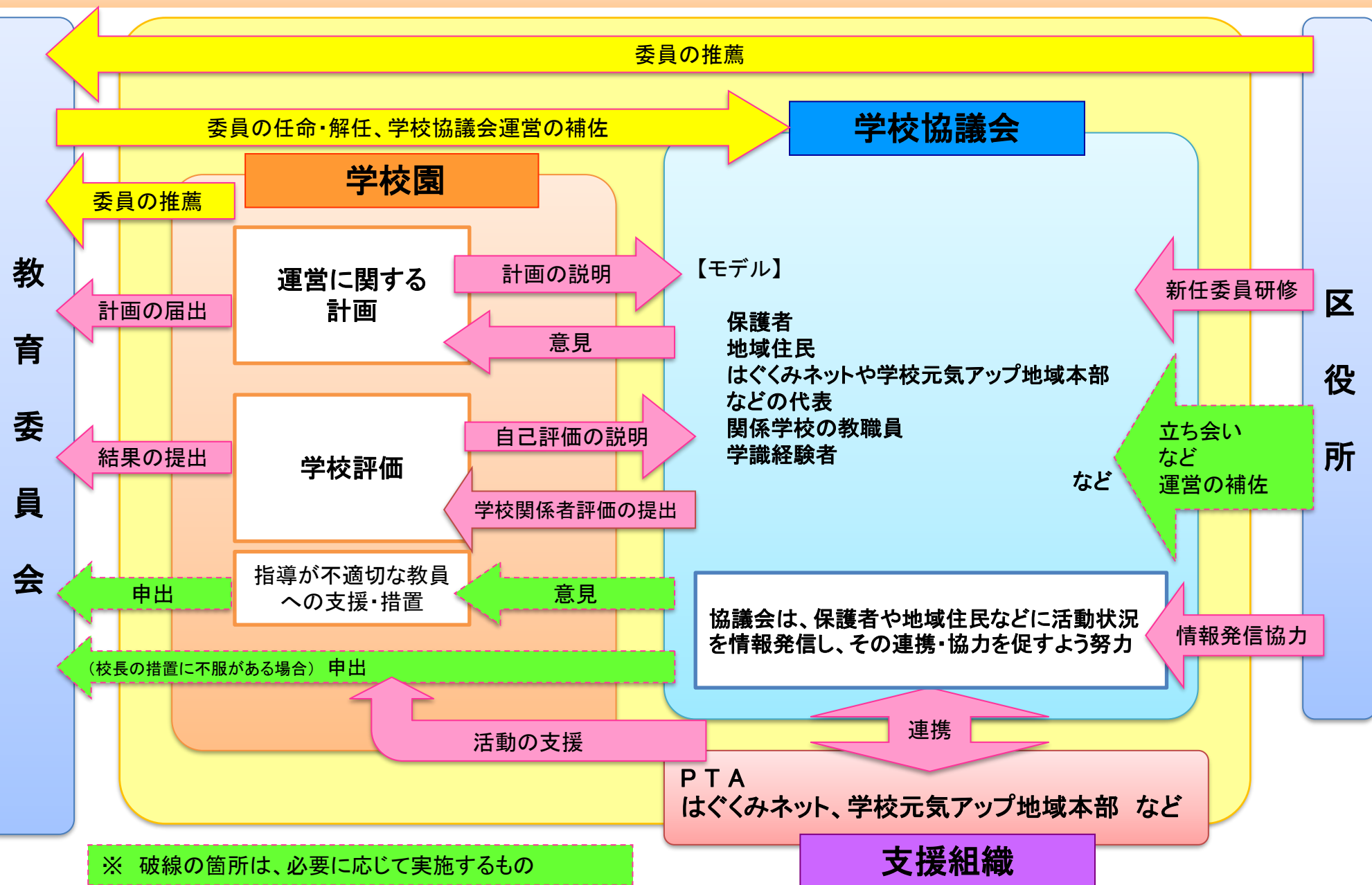
- 学校園の「運営に関する計画」の作成に当たり、校園長に意見を述べること
- 計画の達成状況に対する「学校関係者評価」を実施すること
- 学校園における教育活動を支援する取組に関すること

1 学校協議会とは

必要に応じて実施する役割

- 指導が不適切な教員に対し校園長が講ずべき支援・措置について、校園長に意見を述べること
 - 上記の校園長の支援・措置に不服があるときに、教育委員会に必要な措置を申し出ること
 - 校園長の求めに応じ、学校園の運営に関し、校園長に意見を述べること
- ※ そのほか、教員評価の分布割合を、学校協議会に限り開示するよう求めることもできます。

【模式図】



2 学校協議会の委員について

みなさまへのお願い

委員の役割

- 保護者や地域住民などのみなさまを代表して、みなさまの声を学校園に届けていただくこと
- 学校園を支援するために、保護者や地域住民のみなさまで、できることをご提案いただくこと

そのために

学校協議会での議論に積極的にご参加ください。
授業や行事などの参観を通じて、日頃から学校園の様子を見るように努めてください。
また、はじめて委員になられた方については、区役所が行う研修にご参加ください。

2 学校協議会の委員について

委員の任期

任命の日からその翌年度の末日までの**2年以内**

※任期終了後も後任が決まるまでは、引き続きのご参加をお願いする場合があります。

委員の身分など

- 委員は原則無償です。
- 学校協議会の活動中の事故には市民活動保険が適用されます。(加入手続は不要です。)

2 学校協議会の委員について

委員の服務など

委員は、次の行為をしてはならないと定められています。

- 委員としての職務上知り得た秘密を漏らすこと
※ **委員を辞めた後も同様**
- 協議会の運営及び当該学校園の運営に著しく支障をきたす行為
- 委員としての地位を、営利行為や政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- そのほか、委員たるにふさわしくない非行行為

2 学校協議会の委員について

委員の解任

教育委員会は、ご本人からの**辞任の申出がある場合**のほか、次の場合に委員を解任することがあります。

- 委員が委員の服務等で掲げた禁止行為を行ったとき
- 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
- そのほか、解任に相当する事由が生じたとき

3 学校協議会の会議について

3 学校協議会の会議について

学校協議会の組織

会長：学校協議会を代表し、**会議を主宰**します。

※ 学校協議会の運営要項に定めることにより、**副会長を置き、会長を補佐することができます。**

※ 会長と副会長は、**委員の互選で決めます。**

ただし、関係校の教職員を選ぶことはできません。

会議を主宰するに当たっては、次の点に留意してください。

- 多くの委員から、さまざまな意見を引き出すこと
- 時間配分を考えながら、議事を進行すること
- 結論を得られるよう、議論を尽くすこと

3 学校協議会の会議について

会議の招集

- 会長は、あらかじめ、開催場所・日時、案件、議事進行について、校園長と打合せをしてください。
- 開催日の1週間前までに、各委員に対し、会長名の開催案内を送るようにしてください。
- 通知を受けた委員は、欠席する場合には、会長（又は校園長）に連絡してください。
※ **委員の過半数の出席**がなければ、会議は開催できません。

3 学校協議会の会議について

会議の開催

少なくとも**年3回の会議を開催**します。

- 4月：学校園の「**運営に関する計画**」案について校園長から説明を受け、**意見を述べます**。
- 10～12月：校園長から学校の自己評価(中間評価)結果の説明を受け、**学校関係者評価(中間評価)**を行います。
- 2～3月：校園長から学校の自己評価(最終評価)結果の説明を受け、**学校関係者評価(最終評価)**を行います。

※ このほか、指導が不適切な教員に関する審議を行う時など、必要に応じて会長が校園長に相談し、会議を開催します。

3 学校協議会の会議について

会議の公開

会議は、**原則公開**です。

※ ただし、次の場合には非公開となります。

- 公開することができないと法令で定められた内容を取り扱う場合
- 個人の利益を害するおそれがある個人情報を取り扱う場合
- 法人の利益を害するおそれがある法人情報を取り扱う場合
- 第三者から公開しないことを条件として任意に提出された情報を取り扱う場合 など

3 学校協議会の会議について

案件の審議

① 校園長などからの説明

※ 説明に時間を要する案件の資料は事前配付があります。

② 説明に対する委員の質問・意見

※ 各委員は、他の委員の発言をよく聴くとともに、ご自身の発言は簡潔にわかりやすく伝えるよう努めてください。

③ (必要に応じて) 採決

※ 次の案件では、挙手などにより必ず採決をとってください。

- 学校関係者評価をとりまとめる場合
- 指導が不適切な教員に対し校園長が講ずべき支援・措置について、校園長に意見を述べることを決める場合
- 上記の校園長の支援・措置に不服があるときに、教育委員会に必要な措置を申し出ることを決める場合
- 教員の評価結果の分布割合の開示を受けることを決める場合

3 学校協議会の会議について

会議(第1回 学校協議会:4月)の進行例

- 開会のことば
- 自己紹介
- 学校協議会運営要項・傍聴要領・**案件**等の確認
- 会長等の選出(**委員による互選**)及び年間計画
- 学校園から説明(案件ごと)
 - ・**「運営に関する計画」案** など
- 協議(案件ごと)
 - ・質問 ・意見(学校園における教育活動を支援する取組みに係る意見含む) ・**採決**
- その他(事務連絡 など)
- 閉会のことば

3 学校協議会の会議について

「運営に関する計画」(案)の留意事項

● 学校園より

- ・「運営に関する計画」(案)の説明
- ・外部アンケート等、現状のわかる資料の提示 など

● 学校協議会委員より

- ・「運営に関する計画」(案)に対する意見
- ・今後の学校運営についての意見
- ・教育活動を支援する取組についての意見 など

※ 「学校協議会 実施報告書」には、会議で話し合われた
内容(意見等)について、簡潔に記述 【学校園が作成】

3 学校協議会の会議について

会議(第2回 学校協議会:10~12月)の進行例

- 開会のことば
- **案件**等の確認
- 学校園からの説明(案件ごと)
 - ・ **自己評価(中間評価)** など
- 協議(案件ごと)
 - ・ 質問 ・ 意見(学校園における教育活動を支援する取組に係る意見含む)
 - ・ **学校関係者評価(中間評価)** ・ **採決**
- その他(事務連絡 など)
- 閉会のことば

3 学校協議会の会議について

学校関係者評価(中間評価)の留意事項

● 学校園より

- ・自己評価(中間評価)結果の説明
- ・外部アンケート等、現状のわかる資料の提示 など

● 学校協議会委員より

- ・自己評価(中間評価)結果に対する意見
- ・今後の学校運営についての意見
- ・教育活動を支援する取組についての意見 など

※ 「学校協議会 実施報告書」には、会議で話し合われた
内容(意見等)についても、必ず記述 【学校園が作成】

3 学校協議会の会議について

会議(第3回 学校協議会:2~3月)の進行例

- 開会のことば
- **案件**等の確認
- 学校園からの説明(案件ごと)
 - ・ **自己評価(最終評価)** など
- 協議(案件ごと)
 - ・ 質問 ・ 意見(学校園における教育活動を支援する取組に係る意見含む)
 - ・ **学校関係者評価(最終評価)** ・ **採決**
- その他(事務連絡、 など)
- 閉会のことば

3 学校協議会の会議について

学校関係者評価(最終評価)の留意事項

● 学校園より

- ・自己評価(最終評価)結果の説明
- ・外部アンケート等、現状のわかる資料の提示 など

● 学校協議会委員より

- ・自己評価(最終評価)結果に対する意見
- ・今後の学校運営についての意見
- ・採決(協議会としての意見の集約)
- ・学校関係者評価報告書の作成
- ・教育活動を支援する取組についての意見 など

※「学校協議会 実施報告書」には、会議で話し合われた
内容(意見等)についても、必ず記述 【学校園が作成】

4 地域学校協働活動との連携に向けて

4 地域学校協働活動との連携に向けて

● 地域学校協働活動とは？

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざし、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働することが求められており、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のことを「**地域学校協働活動**」といい、地域学校協働活動を推進するための体制のことを「**地域学校協働本部**」と呼びます。

本市では、小学校区※の「**はぐくみネット**」・中学校区※の「**学校元気アップ地域本部**」等が中心となり、地域や学校の特色を活かした多様な地域学校協働活動が行われています。（※義務教育学校を含みます）

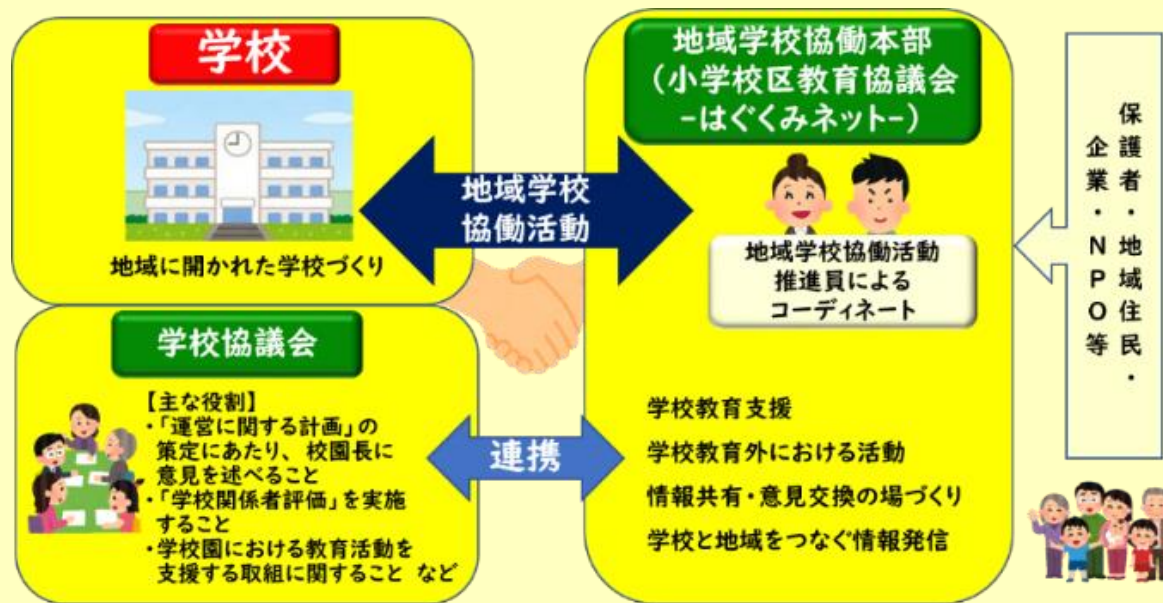


文部科学省ホームページ
「学校と地域で作る学びの未来」より

4 地域学校協働活動との連携に向けて

● 学校協議会と地域学校協働活動との関係

学校協議会で協議した内容を実現するためには、これらの仕組みと連携し、**相乗効果を発揮**することで、学校教育活動の活性化、さらには地域活動の活性化につながることが期待されます。



(例) 学校協議会と
小学校区「はぐくみネット」の連携

学校協議会においても、これらの仕組みと連携し、保護者や地域住民のみなさまのご協力を得るようにしてください。

4 地域学校協働活動との連携に向けて

● 学校協議会委員の推薦・任命について

保護者と地域の住民は「**必ず推薦**」することとなっているとともに、学校教育を支援する活動を中心的に担う団体の構成員についても「**できるだけ推薦**」することとしています。

● 学校協議会委員の皆様をお願いしたいこと

学校協議会において、地域学校協働活動に関して、**学校園ではどのような支援を求めているのか、はぐくみネットや学校元気アップ地域本部等、地域の団体・組織は何を支援できるのか**などについて話し合っていたいただき、その内容をそれぞれの団体・組織に持ち帰って、具体的な支援活動につなげていただくよう、ご協力をお願いします。

4 地域学校協働活動との連携に向けて

●(参考) 子どもたちの豊かな学びと地域の未来のために ～地域学校協働活動リーフレット～



研修等にご活用ください。

大阪市HP「教育コミュニティづくりと
地域学校協働活動をすすめます」

[https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/
page/0000604528.html](https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000604528.html)

さいごに

● 情報の発信

学校協議会の活動状況は、学校園のホームページに掲載するとともに、学校園だよりも活用するなど、積極的に広く情報発信するようにしています。また、区役所ホームページにも掲載しますので、委員のみなさまには、ご理解いただきますようお願いいたします。

ありがとうございました

大阪市教育委員会事務局指導部
教育活動支援担当
(業務調整グループ)